

## 「育児・介護休業法の改正等」のお知らせ

- 広島労働局雇用環境・均等室長からの周知協力依頼文（抜粋）

令和3年11月24日

各 位

広島労働局雇用環境・均等室長

育児・介護休業法の改正等に係る周知について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、育児・介護休業法の改正について、「出産直後の時期に柔軟に育児休業を取得することができるようになること」及び「育児休業を分割して取得可能となること」の施行日は、「公布後1年6か月以内の政令で定める日」とされていたところですが、令和3年9月27日に政令が公布され、施行日は「令和4年10月1日」となりました。

つきましては、育児・介護休業法の改正に係るリーフレットを送付しますので、関係者への配布等により、周知にご協力いただきますようお願いいたします。

併せて、パワーハラスメント防止に係るポスター等をお送りいたしますので、窓口への掲示等、周知にご協力いただきますよう、お願いいたします。

- リーフレット  
[育児・介護休業法改正ポイントのご案内](#)（厚労省HP）
- 厚労省HP内の特集サイト 「[育児・介護休業法について](#)」
- オンライン説明会、個別相談会のお知らせ（広島労働局HPへ遷移します。）

[パワーハラスメント防止対策、改正育児・介護休業法、  
改正女性活躍推進法 オンライン説明会](#)

[改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等の手順  
パワーハラスメント防止対策、改正育児・介護休業法等 個別相談会](#)